

令和 8 年度 第 2 回会津美里町地域公共交通会議

日 時：令和 8 年 9 月 28 日(月)

10 時 00 分～11 時 30 分

場 所：会津美里町役場本庁舎 大会議室

《 次 第 》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) デマンド交通美里あいあいタクシーの運賃見直しについて

(2) デマンド交通美里あいあいタクシーを活用した投票移動支援について

(3) その他

4 そ の 他

5 閉 会

会津美里町地域公共交通会議委員・事務局名簿

(任期：令和8年7月8日～令和10年3月31日)

委員						
No.	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏名	役職	備考
1	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	福島交通株式会社 会津支社	会津支社長	佐藤 俊材		新
2	一般貸切旅客自動車運送事業者の代表	株式会社会津西交通	代表取締役	真鍋 大輝		再
3	一般乗用旅客自動車運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田 正寿		再
4	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸 紳一郎		再
5	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表	一般社団法人福島県タクシー協会	会津支部 幹事	津田 弘幸		新
6	住民の代表	会津美里町自治区長連絡協議会	会長	石田 仁		再
7	住民の代表	会津美里町老人クラブ連合会	会計	天野 清司		再
8	住民の代表	公募委員		浅沼 利孝		新
9	国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	企画調整部門首長運輸企画専門官	日脇 渚彩		再
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	会津乗合自動車労働組合	書記長	関根 誠		再
11	福島県会津地方振興局長が指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部副部長兼 県民生活課長	菅家 昭平	副会長	新
12	福島県会津若松建設事務所長が指名する者	福島県会津若松建設事務所	企画調査課長	丹野 正人		新
13	福島県会津若松警察署長が指名する者	福島県会津若松警察署会津美里分庁舎	分庁舎所長	白石 寿男		新
14	会津美里振興公社の代表者が指名する者	株式会社会津美里振興公社	代表取締役副社長	高梨 宣浩		再
15	会津美里町副町長	会津美里町	副町長	鈴木 國人	会長	再

※オブザーバー 会津若松市、会津坂下町

事務局

役職等	氏名	備考
まちづくり政策課長	渡部 雄二	
まちづくり政策課長補佐	鈴木 幸信	
地域づくり推進係長兼高田地域づくりセンター長	中村 寿	
地域づくり推進係主査	井島 慶太郎	

(1) デマンド交通美里あいあいタクシーの運賃見直しについて

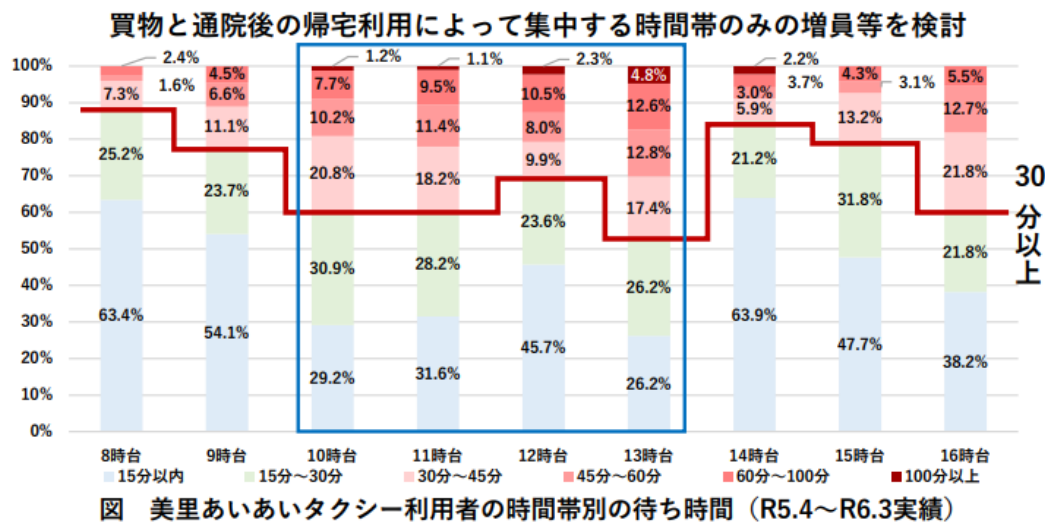
1 議事内容

デマンド交通美里あいあいタクシーは、令和2年度の運賃改定により、運行当初の330円から500円に値上げし、以後この価格を維持し運営している。しかしながら、昨今の物価上昇による運送費及び人件費等の運営コストの高騰により、現在のサービスを提供、維持することは今後困難となることが予想される。したがって、町内の移動手段として住民の生活基盤を支えるための安定的な運行体制を維持するため、受益者負担を適正化する。

2 地域公共交通計画における運賃見直しの位置付け

施策3：町内路線「美里あいあいタクシー」の事業性の向上

- 利用者が「予約がとりにくい」や「長時間待つ」といったことを可能なかぎり減らせるように、運用システムを改善する。
- 利用時間や乗降場所に関する検討を利用者の意見を取り入れながら運行内容の見直しを行う。
- 運行時間の延長等の利用ニーズに応じた運行体制を構築する。
- サービスの維持・確保のため、適正な受益者負担を検討する。

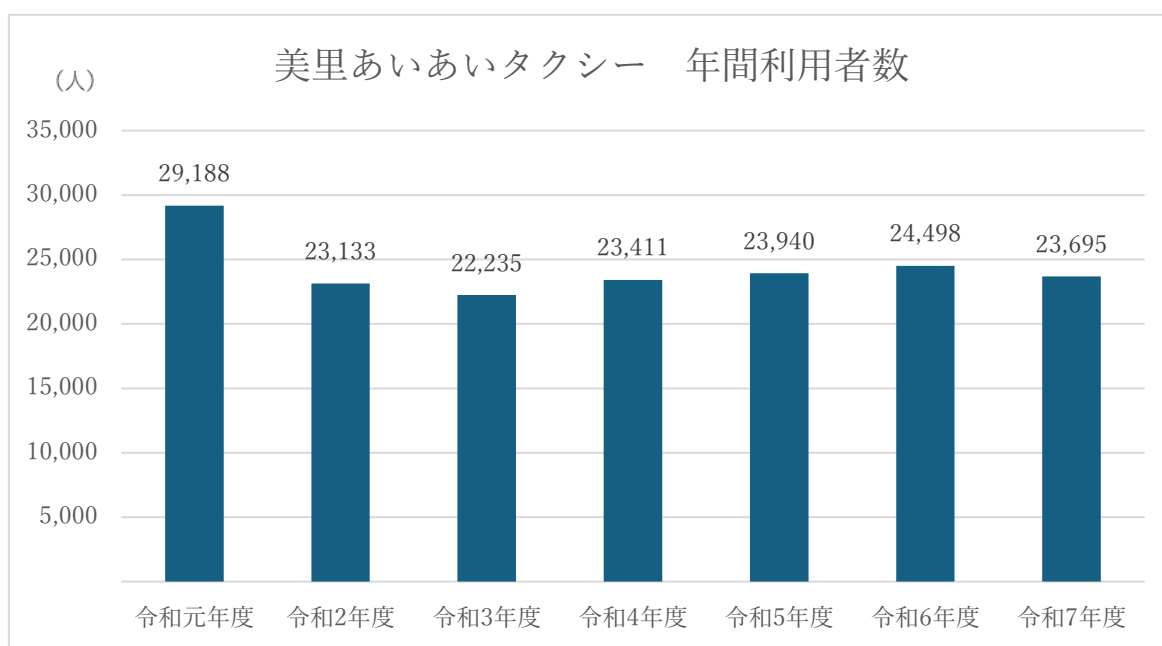


物価高騰といった社会情勢の中において、今後も利用者ニーズに応じた運行体制の維持・確保のため、適正な受益者負担を求める必要がある。

3 デマンド交通美里あいあいタクシーの現状

(1) 利用状況（令和元年度～令和7年度）

令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け大きく減少し、その後緩やかに増加傾向にあったが、令和7年度の日・祝日運行の取りやめにより減少した。



※令和6年度～令和7年度は坂下厚生病院便の実証運行の利用者数を含む。

(令和6年度 148人 令和7年度 110人)

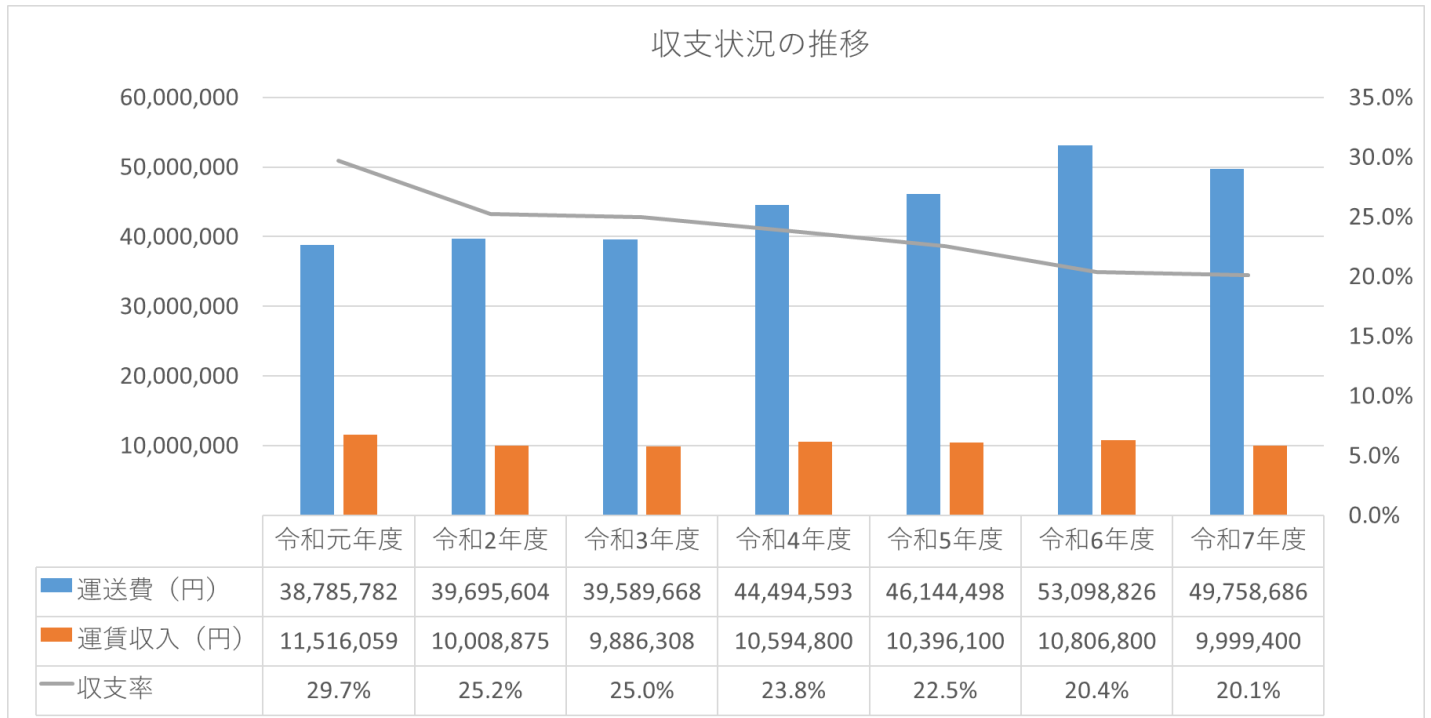
(2) 運賃（令和元年度から現在まで）

美里あいあいタクシーは、令和2年度に従来の330円から現行運賃の500円へ値上げを実施して以降、現在まで価格を据え置いている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通常料金(円)	330	500	500	500	500	500	500
前売り(円)		400	400	400	400	400	400

（３）収支状況

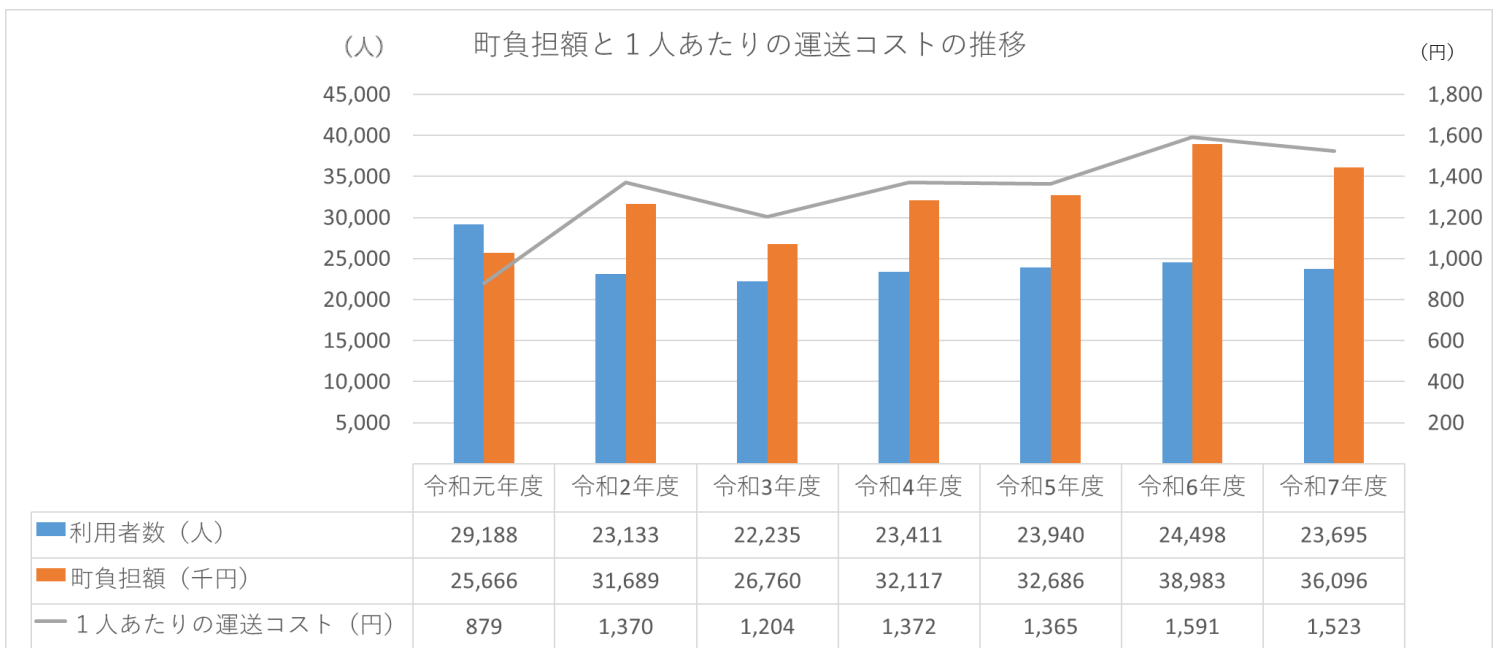
運送費が増加傾向であるが、運賃収入は低い水準で推移しており、収支率が低下している。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参考 総事業費（円）	41,711,776	41,698,430	41,596,320	48,361,388	48,344,093	56,780,613	52,818,211

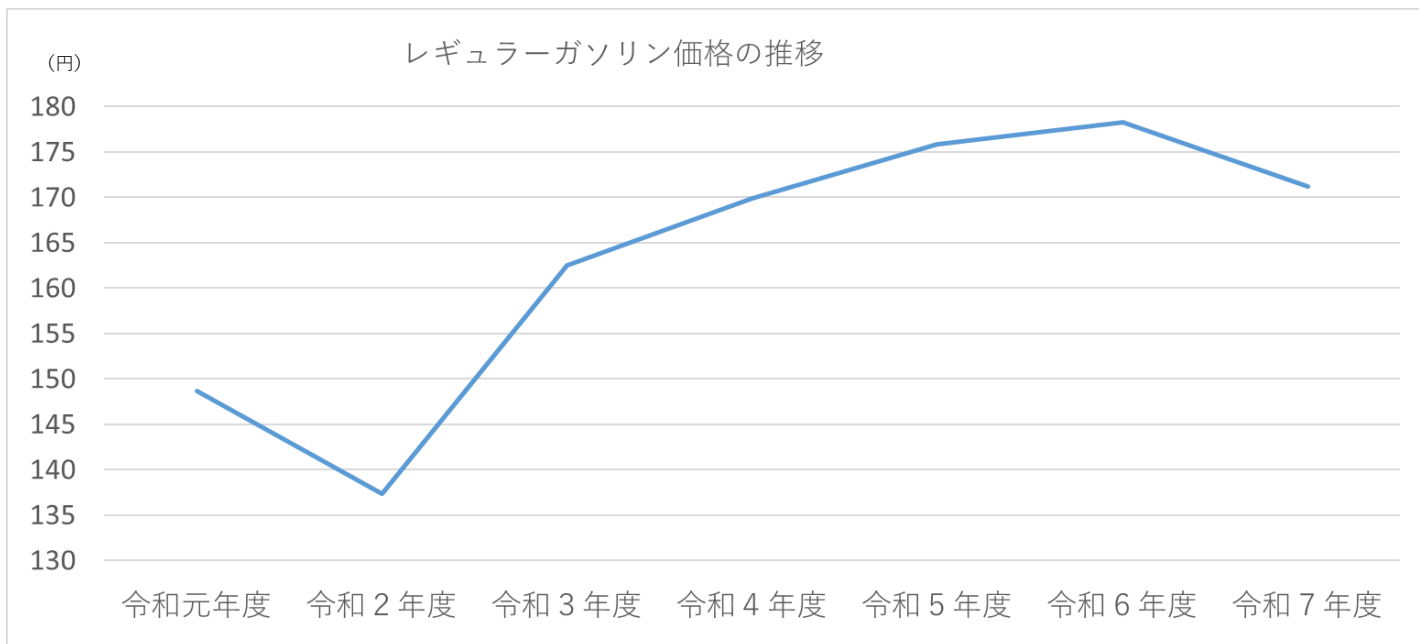
（４）町負担額と１人あたりの運送コスト

収支率の低下により町負担額及び町民１人あたりの運送コストが増加傾向にある。



【参考資料① 福島県のレギュラーガソリン価格】

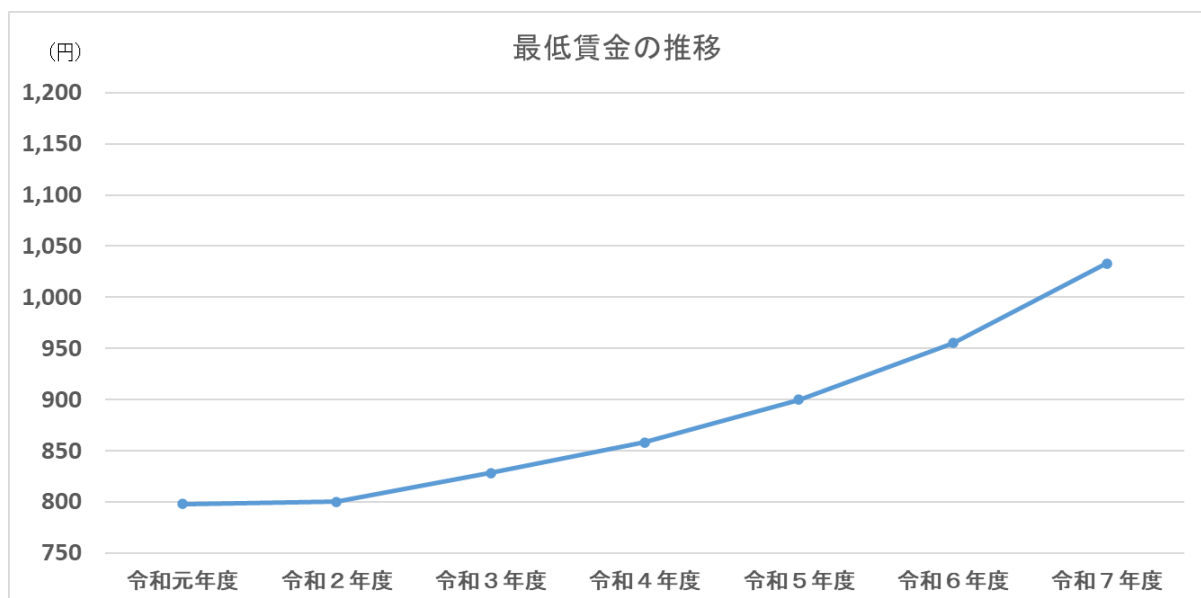
【出典 資源エネルギー庁 ホームページ】



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
レギュラーガソリン価格 (円)	148.7	137.4	162.5	169.9	175.9	178.3	171.2
増減 (令和元年度比)	-	-7.60%	9.28%	14.26%	18.29%	19.91%	15.13%

【参考資料② 福島県の最低賃金】

【出典 厚生労働省 ホームページ】



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金 (円)	798	800	828	858	900	955	1,033
増加率 (令和元年度比)	-	0.25%	3.76%	7.52%	12.78%	19.67%	29.45%

【参考資料③ 運賃見直しの事例】

(1) デマンド交通（喜多方市） 改定時期：令和8年4月

【出典 喜多方市 ホームページ】

(1) AI オンデマンドバス

種別	大人		小人	
	中学生以上	障がい者	小学生以下	障がい者
現行	400 円	200 円	250 円	130 円
改定後	500 円	250 円	300 円	150 円

※回数券・定期券(eチケット、e定期を含む)…上記の改定に合わせて、回数券は20枚綴りを廃止して11枚綴りのみ販売し、定期券はのるーとスクール利用のみ発行する。

(2) タクシー（福島県内全域）

新運賃の概要

【出典 福島県タクシー協会 ホームページ】

○上限運賃

現行運賃			新運賃		
初乗(1.0kmまで)	加算		初乗(1.0kmまで)	加算	
特定大型車780円	186m	100円	特定大型車980円	173m	100円
大型車 750円	190m	100円	大型車 900円	177m	100円
普通車 580円	248m	90円	普通車 700円	260m	100円

○改定率 10.77%

○実施日 令和7年4月16日(水)

○適用地域 福島県全域

(3) 路線バス

【改定日】

2025年10月1日(水)より

【主な改定内容】

初乗り運賃： 現行の180円から**200円**に変わります
 区間運賃： およそ**17%の値上げ**となります
 定期券： 運賃改定に伴い、定期券の発売額が変わります
 また、以下の定期券は、取り扱いが**変更**となります

路線(※協議路線)の運賃表(改正前、改正後)		運賃表の見方		若松駅前	
路線名	住吉町経由高田線(じげんプラザ経由)	区界停留所	定率乗車運賃 現行実額運賃	郵便局前	20 18
若松駅前～永井野間の運賃				米代二丁目	205 180
改正前	750円			湯川橋北	200 180
改正後	880円			川原町	200 180
				西君松駅西	200 180
				西松寺	200 180
				三本松西	200 180
				川南	200 180
				大島前	200 180
				安田前	200 180
				高田駅前	200 180
				横町	200 180
永井野					200 180

【出典 福島交通株式会社 会津支社 ホームページ】

(4) 鉄道（令和8年3月14日改定）

【出典 JR 東日本 ホームページ】

普通旅客運賃【地方交通線】

【単位】km、円

営業キロ (運賃計算キロ)	現行 (磁気)	改定後 (磁気)	現行 (IC)	改定後 (IC)
1 ～ 3	150	160	147	155
4 ～ 6	190	200	189	199
7 ～ 10	210	220	210	220
11 ～ 15	240	260	242	253
16 ～ 20	330	350	330	341
21 ～ 23	420	440	418	440
24 ～ 28	510	530	506	528
29 ～ 32	590	620	594	616
33 ～ 37	680	720	682	715
38 ～ 41	770	810	770	803
42 ～ 46	860	910	858	902
47 ～ 55	990	1,040	990	1,034
56 ～ 64	1,170	1,230	1,166	1,221
65 ～ 73	1,340	1,410	1,342	1,408
74 ～ 82	1,520	1,600	1,518	1,595
83 ～ 91	1,690	1,790	1,694	1,782
92 ～ 100	1,880	1,980	1,881	1,980

改定後の会津高田駅から会津若松駅間の只見線運賃は以下のとおり。

改定前運賃 会津若松 → 会津高田

経路1 運賃 240円

☐ 会津若松

乗車券 240円

 JR只見線

☐ 会津高田

改定後運賃 会津若松 → 会津高田

経路1 運賃 260円

☐ 会津若松

乗車券 260円

 JR只見線

☐ 会津高田

4 運賃見直し案

昨今の燃料費や人件費等の高騰を鑑みつつ、デマンド交通美里あいあいタクシーの利便性向上を図るという観点を踏まえ、通常料金、利用券販売所での前売り料金、1日パスポートの各利用料金を下記のとおり見直す。なお、eチケット（のるーとアプリ内でのみ販売）の販売価格は現状維持とする。

【見直し内容】

	現 行	見直し案
通常料金	500 円	<u>600 円</u>
前売り (利用券販売所)	400 円	<u>500 円</u>
1 日パスポート	1, 000 円	<u>1, 200 円</u>
e チケット	2, 000 円	2, 000 円

【その他運行に係る見直しの検討について】

① 運行時間延長による利便性の向上

現行の運行時間（午前 8 時から午後 4 時 30 分）を、最大午前 7 時から午後 7 時までに延長し、朝の時間帯の通院利用に対する対応や、現在の運行時間終了後に発生している交通空白の解消及び学生が最寄り駅やバス停から自宅までの二次交通手段としての機能拡充を検討する。

② 通常運行による坂下厚生病院までの移動手段の確保

町内から坂下厚生病院までの実証運行が令和 8 年度で終了することに伴い、実証期間中の利用状況及び通院需要を検証し、通常運行の乗降地点に当該医療機関を加え、令和 9 年度以降の運行の継続を検討する。

【年間利用者数】

	令和 6 年度 (R6.6～R7.3)	令和 7 年度	令和 8 年度 (R8.4～R8.8)	総計
利用者数 (延べ人数)	148	110	73	331
月平均利用者数	14.8	9.2	14.6	12.3

【月別利用者数】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 6 年度 (R6.6～R7.3)			3	22	18	14	16	14	18	16	15	12
令和 7 年度	11	3	10	16	7	13	13	6	8	9	6	8
令和 8 年度 (R8.4～R8.8)	14	5	22	20	12							
月平均利用者数	12.5	4	11.7	19.3	12.3	13.5	14.5	10	13	12.5	10.5	10

【参考 運賃見直し額の算出】(R9年度想定)

									(円)
	A 総事業費	B 運送費	C 運賃収入	D 町補助額 (A-C)	E 運行欠損額 (B-C)	F 収支率 (B/C)	G 県補助率	H 県補助額 (E/G)	I 町負担額 (D-H)
パターン①	55,814,106	52,167,716	9,860,000	45,954,106	42,307,716	18.9%	1/6	7,051,286	38,902,820
パターン②	56,077,638	52,167,716	12,282,000	43,795,638	39,885,716	23.5%	1/6	6,647,619	37,148,019
パターン③	65,737,206	62,090,816	10,944,500	54,792,706	51,146,316	17.6%	1/6	8,524,386	46,268,320
パターン④	66,000,738	62,090,816	13,583,400	52,417,338	48,507,416	21.9%	1/6	8,084,569	44,332,769

【算出パターン】

パターン①：現状維持の場合（※¹現行運行時間、※²現行運賃ともに変更なし）

パターン②：現行運行時間は現状維持で※³運賃を値上げした場合

パターン③：※⁴運行時間を延長し運賃を現状維持とした場合

パターン④：運行時間を延長し、運賃を値上げした場合

※ 1 現行運行時間・・・午前 8 時から午後 4 時 30 分

※ 2 現行運賃・・・・・・通常料金 500 円 前売り 400 円 1 日パスポート 1,000 円

※ 3 運賃値上げ・・・・・・通常料金 600 円 前売り 500 円 1 日パスポート 1,200 円

※ 4 運行時間延長・・・・最大で午前 7 時から午後 7 時を想定

【C 運賃収入の算出】

パターン①【運行時間、運賃を現状維持した場合】			
	料金	販売数	乗車収入
前売り	400	22,500	9,000,000
車内販売	500	1,200	600,000
クレジット決済	500	120	60,000
1 日パスポート	1,000	200	200,000
計			9,860,000
パターン②【現行運行時間+運賃値上げ】			
	料金	販売数	乗車収入
前売り	500	22,500	11,250,000
車内販売	600	1,200	720,000
クレジット決済	600	120	72,000
1 日パスポート	1,200	200	240,000
計			12,282,000
パターン③【運行時間延長+現行運賃】			
	料金	販売数	乗車収入
前売り	400	22,500	9,000,000
車内販売	500	1,200	600,000
クレジット決済	500	120	60,000
1 日パスポート	1,000	200	200,000
時間延長分の販売額	500	2,169	1,084,500
計			10,944,500
パターン④【運行時間延長+運賃値上げ】			
	料金	販売数	乗車収入
前売り	500	22,500	11,250,000
車内販売	600	1,200	720,000
クレジット決済	600	120	72,000
1 日パスポート	1,200	200	240,000
時間延長分の販売額	600	2,169	1,301,400
計			13,583,400

5 改定予定日

令和9年4月1日

6 今後のスケジュール

- ・ 9月30日 町議会全員協議会にて運賃見直しについて説明
- ・ 10月中旬 運賃見直しに関する意見公募を町ホームページにて実施
- ・ 10月下旬 第1回運賃協議会及び第3回地域公共交通会議にて協議・決定
- ・ 2月～3月 町広報紙等にて運賃見直しに関する周知活動を実施

※運輸局への運賃変更の届出等の手続きについては別途お知らせします。

(2) デマンド交通美里あいあいタクシーを活用した投票移動支援について

会津美里町選挙管理委員会からのお知らせ

令和 8 年 10 月から投票所が変わります

～将来にわたり誰もが安心して投票できる環境を目指して～

【再編の開始時期】

令和 8 年 10 月 25 日執行予定「福島県知事選挙」から



本郷地域づくりセンター
(本郷庁舎)



本郷第二体育館
(会議室A)



新鶴地域づくりセンター
(新鶴庁舎)



役場 本庁舎



宮川小学校
(体育館入口または体育館)

※ご自身の当日投票所は、今月に全戸配布させていただきましたチラシ
または右記ホームページからご確認ください。

町 HP「投票区再編のお知らせ」▶



※当日の投票は混雑が予想されますので、期日前投票を有効にご活用ください。

移動期日前投票所の設置

対象

再編後の投票場所まで 5 km (10 分以上) を超える自治区

市野、中の山、西尾、大室、宮川、東尾岐 1 区～5 区、(栃沢)、馬越、沼山、上平

※日時・場所は各自治区長と調整のうえ、回覧板でお知らせします。

なお、調整の結果によっては設置しない場合もあります。

自宅  ⇒ 投票所 、投票所  ⇒ 自宅  の行き来をサポートします！

概要

デマンド交通「無料利用券」の交付 美里あいあいタクシー

事前登録
町選管へ

事前予約
デマンド交通へ

- ◎目的：投票所までの移動が困難な有権者の投票機会の確保
- ◎対象者：自ら乗降が可能で、かつ、投票所までの移動手段の確保が困難である方
- ・高齢などの理由で投票所までの移動に支障がある方
 - ・家族などによる送迎を受けることができない方
- ◎申請期間：選挙執行日の前月から選挙執行の告示日前日
(令和8年9月1日から令和8年10月7日まで)
- ◎申請方法：①町選挙管理委員会(55-1122)へ事前登録申請する
②対象者条件に合致していれば、「無料利用券」(往路・復路)2枚を町選挙管理委員会から郵送にて交付します。
- ◎券の利用方法：①美里あいあいタクシー(55-0330)へ利用する日(投票日)の往路・復路利用を事前予約する。
※期日前および当日投票で利用できます。 ※事前予約は利用日の1週間前から可。
②投票日、自宅などに迎えにくる美里あいあいタクシー乗車時に運転手へ券を渡すと無料で乗車することができる。※券がない場合は有料となりますのでご注意ください。
③自宅から投票所へ移動し、投票する。復路も同様に券を利用し帰宅する。



概要

介護福祉タクシー無料

事前予約
町内事業者へ

- ◎目的：投票所までの移動が困難で、介助などの支援を必要とする有権者の投票機会の確保
- ◎対象者：デマンド交通による移動支援の利用が困難かつ介助その他必要な支援を必要とする有権者
- ・身体機能の低下、障がいまたは傷病により、自力での乗降が困難である方
 - ・車椅子その他の福祉用具を使用して移動する方
- ※指定施設で不在者投票ができる方は対象外となります。
- ◎利用方法：①直接、下記の町内事業者へ投票で利用したい旨を電話で予約する。
②投票日、予約した介護福祉タクシーで投票所へ行き、投票後に帰宅する。
※タクシー料金は、事業者から町選管へ請求されます。

【町内事業者一覧】

■介護タクシー ゆりかご	☎ 0242-54-7120
■NURSE TAXI 看護ばば	☎ 0242-56-3883
■介護タクシー 楽楽サポート	☎ 080-8600-1088
■マイルド介護タクシー	☎ 0242-78-3267
■はぴねす	☎ 0242-23-4003
■介護福祉タクシー シオタ	☎ 0242-54-3141
■介護タクシー (縁) えん	☎ 080-2066-7000



※詳細については、選挙管理委員事務局 ☎ 55・1122 へお問合せください。



◀投票移動支援
について

(3) その他

4 その他

○会津美里町地域公共交通会議設置要綱

平成19年 3 月16日

告示第16号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、会津美里町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく、地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (7) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (8) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (9) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (10) 株式会社会津美里振興公社代表取締役社長が指名する者
- (11) 会津美里町副町長
- (12) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、任期中最初の会議は町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(関係者等の出席)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第8条 第3条第1号から第4号、第6号、第10号及び第12号に掲げる委員若しくはその代理人が会議に出席した場合、報償金を支払うものとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会津美里町運賃協議会)

第10条 交通会議は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第4項に規定する運賃等を定め、又は変更しようとする協議を行う際は、会津美里町運賃協議会(以下「運賃協議会」という。)を置くことができる。

2 運賃協議会の委員は、第3条各号に掲げる委員のうち、同条第1号、第4号、第5号及び第11号に掲げる者からそれぞれ1名以上を選出するものとする。

3 運賃協議会の会長は、第3条第11号の委員をもって充て、副会長は委員の中から会長が選任する。

4 会議の開催方法は、第6条第2項から第4項及び第7条に準ずる。

5 協議の結果は、公共交通会議に報告する。

第11条 削除

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議及び運賃協議会の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。